

(裏 面)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃 油

揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。

廃 酸

水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ

水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚 泥

水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を含む。）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃石綿等

以上 5種類に限る。

(以下余白)